

2 認定要件

認定要件は、大きく2つのパターンに分けられます。

【1】アーキビストとして必要な知識・技能等について大学院修士課程における科目修得又は関係機関における研修修了によって体系的に修得していること
 ※准認証審査規則第3条第1号に基づく申請（第3条第1号申請）

【2】認証アーキビストの認証を受けている者又は過去に認証を受けた者であること
 ※准認証審査規則第3条第2号に基づく申請（第3条第2号申請）

認定要件を表にまとめると以下のようになります。

※【1】、【2】いずれかの要件を満たせば認定されます。

【1】アーキビストとして必要な知識・技能等について大学院修士課程における科目修得又は関係機関における研修修了によって体系的に修得していること （詳細は本書6～8頁を参照） ※以下のいずれか1つの要件を満たせば可		【2】認証アーキビストの認証を受けている者又は過去に認証を受けた者であること （詳細は本書8頁を参照）
以下のいずれかの大学院の科目を修得した方	以下のいずれかの関係機関の研修を修了した方	
学習院大学大学院 大阪大学大学院 島根大学大学院 昭和女子大学大学院 東北大学大学院 中央大学大学院 筑波大学大学院	アーカイブズ研修Ⅰ及びⅢ(国立公文書館) アーカイブズ・カレッジ(長期コース)(国文学研究資料館)	

※なお、諸外国における大学院修士課程の科目又は関係機関の研修の内容が、アーキビストとして必要な知識・技能等に該当するかについては認証委員会が判断します。

【注意事項】

- ・ 准認証アーキビストの審査は、原則、申請者が申請した区分（准認証審査規則第3条第1号申請又は同規則第3条第2号申請）に沿って実施します。

**【1】アーキビストとして必要な知識・技能等について大学院修士課程における科目
修得又は関係機関における研修修了によって体系的に修得していること**

以下のいずれかの大学院修士課程の科目を修得、又はいずれかの関係機関の研修を修了している場合に、アーキビストとして必要な知識・技能等を有すると認められます。

大学院修士課程の科目

大学院名	科目名
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 （平成 23 年度以降の修得に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ学概論 I ・アーカイブズ学概論 II ・アーカイブズ管理演習 ・デジタルアーカイブズ演習 ・アーカイブズ学演習 <p>令和 3 年 3 月以前については下記の科目とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ学理論研究 I ・アーカイブズ・マネジメント論研究 I ・アーカイブズ・マネジメント論演習 I ・アーカイブズ・マネジメント論演習 II ・アーカイブズ学演習
大阪大学アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース （令和 3 年度以降の修得に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ学講義 ・アーカイブズ学演習 ・アーカイブズ・マネジメント論講義 ・情報管理法 ・法政情報処理 ・著作権法
島根大学大学院人間社会科学研究科認証アーキビスト養成プログラム （令和 3 年度以降の修得に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・情報法制論 ・アーカイブズ管理論特殊講義 I ・アーカイブズ学理論特殊講義 I ・アーカイブズ学特殊講義 ・アーカイブズ学特別演習 A ・資料保存論
昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻アーキビスト養成プログラム （令和 4 年度以降の修得に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化研究 I H（アーカイブズ理論） ・歴史文化研究 I F（アーカイブズ史料論） ・歴史文化研究 I I（アーカイブズ情報論） ・歴史文化研究 I J（アーカイブズ実習） ・歴史文化演習 I E（アーカイブズ演習） ・歴史文化研究 I G（西洋史研究）

<p>東北大学大学院文学研究科認証 アーキビスト養成コース (令和4年度以降の修得に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ学特論 ・アーカイブズ学研究演習 ・史料管理学 I ・記録遺産保全学特論 ・デジタルアーカイブ特論 ・情報関係法令論
<p>中央大学大学院文学研究科アー キビスト養成プログラム (令和5年度以降の修得に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ (アーキビスト実務研修) ・アーカイブズ法制論 ・地域アーカイブズ論 ・図書館情報学特講 A ・図書館情報学特講 B ・アーカイブズ学研究 A ・アーカイブズ学研究 B ・記録管理学特講 A ・記録管理学特講 B <p>※アーカイブズ学研究 A 及び同 B または記録管理学特講 A 及び同 B のいずれかを選択</p>
<p>筑波大学大学院人間総合科学学 術院情報学学位プログラム及び 人文社会ビジネス科学学術院人 文学学位プログラム (令和5年度以降の修得に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ ・博物館情報メディア ・知的財産と情報の安全 ・デジタルヒューマニティーズ ・情報組織化 ・記録情報管理 ・日本史特講ⅢA ・日本史特講ⅢB ・日本史特講ⅤA ・日本史特講ⅤB <p>※情報組織化及び記録情報管理または日本史特講ⅢA、ⅢB、ⅤA 及びⅤB のいずれかを選択</p>

関係機関の研修

関係機関名	研修名
<p>独立行政法人国立公文書館 (平成23年度以降の修了に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ研修 I 及びⅢ <p>※両研修の修了が必要</p>
<p>大学共同利用機関法人人間文化研究機 構 国文学研究資料館 (平成23年度以降の修了に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブズ・カレッジ (長期コース)

その他、諸外国における大学院修士課程又は関係機関の研修の内容が、アーキビストとして必要な知識・技能等に該当するかについては、認証委員会が個別に判断します。

【注意事項】

- ・ 大学院修士課程の科目修得と関係機関の研修修了の両方が必須ではなく、いずれか一方で構いません。
- ・ 修得した大学院修士課程の科目のうち、「大学院名」欄の括弧内に示す年度の範囲外で修得した科目がある場合は、認定要件を満たしているとは認められません。
- ・ 国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ及びⅢのうち、いずれか一つでも平成23年3月まで（公文書管理法施行以前）に修了した場合は、認定要件を満たしているとは認められません。

【2】 認証アーキビストの認証を受けている者又は過去に認証を受けた者であること

「認証アーキビスト」は、認証審査規則第3条第1号に基づく申請（1号申請）により認証を受けた者だけでなく、十分な実務経験と調査研究実績をもって1号申請と同等と認められる認証審査規則第3条第2号に基づく申請（2号申請）により認証を受けた者も該当します。

